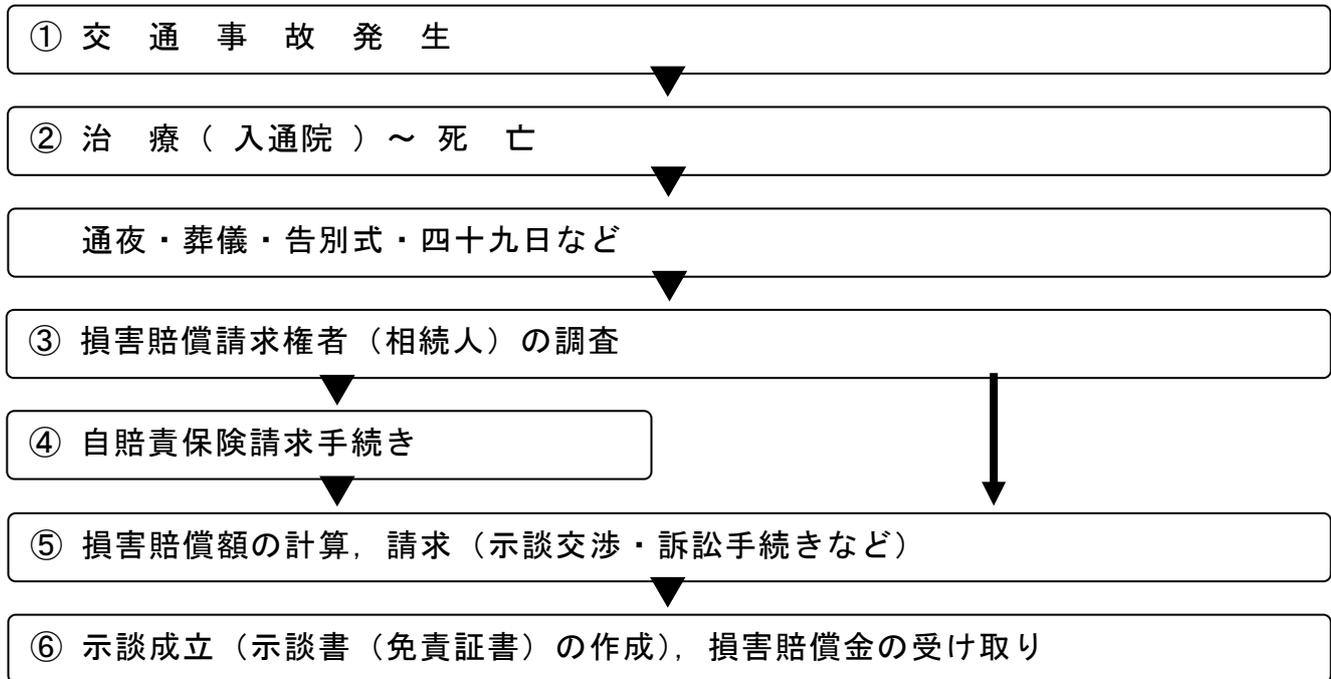


## 交通事故発生から解決まで(死亡事故)

この度の交通事故につきましては、心よりお見舞い申し上げます。また、交通事故によりご親族様がお亡くなりになったならば、心よりお悔やみ申し上げます。

死亡事故の発生から解決まで、一般的な流れをご説明します。詳細までのご説明できませんが、流れだけでもご理解いただければ、ご不安がすこし軽くなるのではないかと思います。ご参考までにご覧ください。



- ① ご自身の任意保険会社・保険代理店に連絡しておきましょう。また、「死人に口なし」をよいことに、加害者が自身に有利なことだけを警察に伝える場合があります。できる限り事故発生状況を確認して、被害車両や衣服、書類など証拠は残すように心がけましょう。
- ② 突然の交通事故によりパニック・茫然自失になる方が多くいらっしゃいます。冷静な心を保つようにしましょう。また、ご遺族の心情に付け込んで、法外な葬儀費用を請求したり、請求額を明示しない業者がいると聞いています。通夜・葬儀の内容と費用は必ず確認するようにしてください。
- ③ 通常、四十九日が過ぎたあたりから、損害賠償請求にかかる手続きが始められます。ご遺族全員が損害賠償請求をできるとは限りませんので、まずは被害者の相続人を調査することにより、損害賠償請求権者（誰が請求できるのか？）の確定を行ないます。（行政書士にご相談ください。）
- ④ 加害者の任意保険会社を相手にすることなく、加害者の自賠責保険に対して死亡保険金（上限3000万円）の請求を行なうことができます。葬儀費用・生活費・弁護士費用など当面のお金が必要な場合は、こちらの請求を検討することになります。（行政書士にご相談ください。）
- ⑤ 加害者の任意保険会社より、損害賠償額の提示を受けることもあります。死亡事故の場合、損害賠償額が高額になるため、現状をきちんと把握することが重要です。また、弁護士に相談・対応を依頼されることもおすすめします。（弁護士・行政書士にご相談ください。）

### 【 おすすめ参考資料 】

交通事故被害者のために（日本損害保険協会冊子）  
 交通事故の法律相談（横井弘明著 法学書院）  
 民事交通事故訴訟・損害賠償額算定基準  
 （日弁連交通事故相談センター東京支部 赤い本）

行政書士サポートオフィス横浜 行政書士 安藤 優介  
 〒224-0041 神奈川県横浜市都筑区仲町台1-8-9  
 仲町台フェニックスコート508  
 【TEL】045-532-5125 【FAX】045-532-5126  
<http://fatal-accident.net/> <http://w2.to/jiko>

【 本書は、参考として、一般的な流れをご説明しています。詳細はお問い合わせください。 】